

17 部 1. Ball bearing control cables

- (i) 第 17 部の特定の車両に専ら又は主として使用するのに適していると認められるもの
該当する車両の部分品又は附属品として分類する。
- (ii) 第 17 部の各種の車両、航空機、船舶等に等しく使用するのに適しているもの
第 17 部注 3 を適用する。

16 部／1、8487.90／2 及び 9033.00／1 参照